

令和2年第7回 阿賀野市教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和2年7月29日(水) 午後1時30分開会
- 2 開催場所 阿賀野市役所 1階 第2多目的ホール
- 3 出席者 教育長 神田 武司
教育長職務代理者 渡邊 栄二
教育委員 瀧澤 圭子、酒井 里佳子、中野 稔
- 4 欠席委員 なし
- 5 議案説明のために出席した者の職・氏名
学校教育課 課長 長谷川 政喜
管理指導主事 磯部 裕之
生涯学習課 課長 羽田 正佳
- 6 会 期 1日間
- 7 会議書記 学校教育課 課長補佐 陸 俊弘
- 8 会議に付すべき事件

日程	議案番号	議 案 名
1		会議録署名委員の指名
2		令和2年第6回教育委員会定例会会議録の承認
3		業務報告
4	報告第18号	共催・後援の承諾について
	報告第19号	要保護及び準要保護児童生徒の認定等について
5	議案第27号	阿賀野市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
6	議案第28号	令和3年度使用中学校教科用図書の採択について
7	その他	1 今後の日程
		2 事務連絡等

午後1時30分 開会

長谷川課長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「令和2年第7回阿賀野市教育委員会定例会」を開催いたします。

神田教育長、よろしくお願いいたします。

神田教育長

はい。皆さん、ご苦労さまでございます。本日は教育委員会定例会と総合教育会議、続けての会議ということではありますが、よろしくお願いいたします。

これより令和2年第7回阿賀野市教育委員会定例会を開会いたします。

令和2年第7回定例会は、7月29日水曜日、午後1時30分開会。会場は阿賀野市役所1階第2多目的ホールです。

本日は全員出席で、欠席の委員はおりません。

本日、議案説明のために出席する者は、学校教育課から長谷川課長・磯部管理指導主事、生涯学習課から羽田課長が出席いたします。

会議書記は、学校教育課の陸課長補佐です。

本日の議事は、議事日程のとおりです。議事は番号順に進める予定ですが、時間等の都合で順序の変更が必要となりましたら、進行の中で対応いたします。

会期は、本日1日でよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

ご異議なしと認め、本日1日の会期といたします。

令和2年第7回教育委員会定例会の会議録署名委員は、渡邊委員を指名いたします。

日程第2、令和2年第6回教育委員会定例会会議録の承認について、事務局お願いいたします。

長谷川課長

令和2年第6回教育委員会定例会会議録につきまして、お気付きの点などがございましたらお願いいたします。

神田教育長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(全員異議なし)

それでは、令和2年第6回教育委員会定例会会議録は、承認されました。

次に、日程第3、業務報告に移ります。

最初に、私の方から報告させていただき、次に、学校教育課長、生涯学習課長、管理指導主事の順で報告をいたします。

教育長の業務について、資料に基づき報告。

○第1回社会教育委員・公民館運営審議会委員会

6月25日(木)／笹神支所

○第4回校園長会

6月30日(火)／笹神支所

次の事項についてお願いしました。

- ・休業により学習できなかった分を取り戻すための時間数を確保すること。
- ・第2波の到来に備えて、オンライン教育の研修を行い、指導力の向上を図ること。

- ・感染拡大の状況にかかわらず、子どもたちの学びを最大限に保障すること。
- ・児童生徒・教職員の事故が多発しているため、最悪の事態を想定し、早急に手を打つこと。事故原因を客観的に捉えることで、事故の発生を予測し、未然防止を図ること。
- ・児童生徒にとって学校のストレスは相当なもの。ぜひ、楽しい授業を工夫してほしい。

- 令和2年度春城会定例総会
7月5日（日）／水原公民館
- 教育委員学校訪問
7月14日（火）／堀越小学校、分田小学校、安野小学校
新型コロナウイルスの感染予防をしながらの授業でしたが、普段の授業の様子に近づいていました。しかし、マスク着用は、話し合いに不便なようでした。
- 第1回教育支援委員会
7月15日（水）／笹神支所
年度途中での在籍の変更に関わる13人の児童生徒の適正就学について、審議を行いました。
- 手紙文化振興支援事業寄附贈呈式
7月17日（金）／笹神支所
- 第2回教科用図書採択協議会
7月21日（火）／新発田市豊浦庁舎
令和3年度に中学校で使用する教科書について、調査資料に基づき採択の有無を協議しました。
- 施策成果報告会
7月28日（火）・29日（水）／市役所
- 第7回教育委員会定例会
7月29日（水）／市役所
- 第1回総合教育会議
7月29日（水）／市役所

長谷川課長

学校教育課の業務について、資料に基づき報告。

- ICT活用操作研修会
6月29日（月）／笹神中学校
- 認定こども園ひまわり幼稚園改築工事入札立会い
6月29日（月）／ひまわり幼稚園
- 第4回校園長会
6月30日（火）／笹神支所
- 庁内自殺対策会議
7月8日（水）／市役所
- 第1回農業振興協議会地産地消担当者会議
7月9日（木）／市役所
- 第1回下越地区人権・同和問題行政担当課連絡会
7月10日（金）／新発田市隣保館
- 障害者自立支援協議会とぎれない支援部会
7月13日（月）／水原総合体育館
- 教育委員学校訪問
7月14日（火）／堀越小学校、分田小学校、安野小学校
- 指名委員会（GIGAスクール教育用タブレットパソコン他購入）
7月15日（水）／市役所
- 第1回教育支援委員会
7月15日（水）／笹神支所

長谷川課長

- 第1回地域公共交通協議会・第1回地域公共交通会議
7月16日(木)／水原公民館
- 障害者自立支援協議会医療的ケア児童等支援連絡会議
7月17日(金)／市役所
- 手紙文化振興支援事業寄附贈呈式
7月17日(金)／笹神支所
- 認定こども園日章幼稚園新築工事入札立会い
7月21日(火)／日章幼稚園
- 第2回教科用図書採択協議会
7月21日(火)／新発田市豊浦庁舎
- 第7回教育委員会定例会
7月29日(水)／市役所
- 第1回総合教育会議
7月29日(水)／市役所

羽田課長

生涯学習課の業務について、資料に基づき報告。

- 第1回社会教育委員・公民館運営審議会委員会会議(委員8人)
6月25日(木)／笹神支所
- 山手学級・さわやか女性セミナー開講式
(山手学級18人・さわやか女性セミナー16人)
6月25日(木)／安田交流センター

磯部管理
指導主事

管理指導主事の業務について、次の内容を報告。

[6月24日(水)～7月28日(火)]

- 児童生徒の事故報告
 - ・傷害3件(小学校)けが
 - ・交通事故1件(小学校)自転車飛び出し
 - ・器物破損1件(中学校)体育館の横板

神田教育長

はい。ただ今の業務報告について、ご質問等ございますでしょうか。
(全員なし)

ないようでございますので、次に、日程第4、報告第18号 共催・後援の承諾
について、事務局お願いいたします。

長谷川課長

それでは、報告第18号 共催・後援の承諾につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、全体で共催が3件、後援が3件でございます。

最初に、学校教育課の案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書に基づき説明。

- 食育講演会(オンライン)(後援)
阿賀野市PTA連絡協議会 会長 北村 直之
8月2日(日)／参加者各自任意の場所(Zoom利用可能者)
・笹神中学校(Zoom利用不可能者)
- 第22回新潟水俣環境賞作文コンクール(後援)
新潟水俣病被害者の会 会長 小竹 節子
〔募集期間〕10月1日(木)～令和3年3月31日(水)

- [表彰式] 令和3年6月中／県立環境と人間のふれあい館（新潟市北区）
- 令和2年度いじめ見逃しゼロ県民の集い（共催）
深めよう 絆 にいがた県民会議 座長 橋本 定男
9月22日（火）／参加者各自任意の場所
（インターネットを活用した動画配信）
 - おうち花火2020 in 水原（後援）
水原商工会青年部 部長 渡辺 計一
8月8日（土）／水原地区

羽田課長

続きまして、生涯学習課の案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書に基づき説明。

- 初心者親子硬式テニス教室（共催）
NPO法人阿賀野市総合型クラブ 理事長 國井 嘉樹
9月2日（水）～10月7日（水）の毎週水曜（全6回）
／水原屋内運動場・水原テニスコート
- 親子硬式テニス大会（共催）
NPO法人阿賀野市総合型クラブ 理事長 國井 嘉樹
10月11日（日）／安田体育館・城ノ内テニスコート

神田教育長

はい。以上6件ということではありますが、ただ今、説明のありました共催・後援の承諾について、ご質問等ございますでしょうか。
（全員なし）

それでは、ないようでございますので、次に、報告第19号 要保護及び準要保護児童生徒の認定等について、事務局お願いいたします。

長谷川課長

報告第19号 要保護及び準要保護児童生徒の認定等につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、先月の定例会から引き継ぐものでございます。本日お諮りする案件につきましては、先月の保留分や新規申請のものにつきまして、審査の結果、就学援助費の支給対象として、要保護及び準要保護者を認定するものであります。

それでは、本日配布させていただきました認定状況の資料に基づきまして、ご説明申し上げます。7月認定の欄をご覧くださいませようお願いいたします。

先月から新たに3名の方の申請がございました。6月の認定保留者22名と合わせまして、認定になるかどうかの確認をさせていただきました。その結果、21名の方が新たに認定となり、否認者が2名、認定保留者が2名となったものでございます。

また、要回収の認定者リスト、横長の資料をご覧ください。3枚つづりとなっておりますが、一番上がこのたび認定する21名の一覧表となっております。上の方から国民健康保険税が減免、児童扶養手当を受給または所得審査というように、その認定理由を記載してございます。他市町村から転入された方など、阿賀野市で調べようがなかった方から書類提出を受けまして、所得審査を行い、今回認定した方もございます。

次に、2枚目が否認者2名の内訳でございます。否認の理由といたしまして

は、所得審査の結果、所得要件に該当しないことが判明したことから、否認定となった方でございます。

次に、3枚目は認定取消者でございます。認定したものの、その後認定を取り消した方でございます。内容といたしましては、当初支給を決定した者でございますが、その後再婚をされております。再婚に伴い、所得要件からも外れたため、支給停止という対応を取らせていただきました。この支給停止につきましては、認定状況の7月認定の一番下、否認定につきましては、その3行上に記載しております。

また、認定状況の合計欄をご覧ください。令和元年度と比べた人数、前年度比が出ております。今後、8月から例年ですと来年2月くらいまで、申請者数は少ないものの、申請が上がってくるものと考えております。現時点ですと、申請者数等はまだ不足でございますが、結果的には例年並みになるのかなと考えております。申請があった都度、皆さまにお諮りしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、関連といたしまして1つご報告がございます。先月の定例会で要保護及び準要保護児童生徒の認定等について、ご質問をいただきました。次回の定例会まで保留にさせていただいた案件でございます。参考資料ということで、縦長のものがございます。

まず、就学援助費の受給に関して、準要保護児童生徒の認定が、生活保護基準額の1.5倍というラインをご説明しました。しかし、1.5倍を超えていても認定されている方がいらっしゃいます。その理由が何かというご質問をいただきました。

あらためまして市の就学援助要綱を確認いたしました。受給資格要件は、次のとおりでございます。いくつか受給資格要件があるわけなのですが、準要保護者の資格要件として、冒頭の1というくりに(1)から(9)までの措置該当者がうたわれております。この中の(8)に児童扶養手当の支給がございます。

これらに該当しない世帯でも、次の2として生活保護基準額の1.5倍以下という要件がうたわれております。まず制度的にいずれかの措置に該当しているのか、していない場合は生活保護基準額の1.5倍以下の所得であるのかどうか、そのような流れで審査をすることになります。

参考資料の次に児童扶養手当の資料をお付けしました。資料のめくった中ほどに所得制限限度額の表がございます。扶養親族の数、請求者、申請者ということになりますが、全部支給を受ける方、一部支給を受ける方などに分かれております。児童扶養手当の一部支給を受けている場合で、就学援助を受ける方は必ず子どもがいらっしゃるわけですから、扶養親族が1名いるという事例で考えてみました。

この場合、所得額が230万円以下であれば該当するというので、この金額を基に給与収入に置き換える作業を行いました。230万円を70で割り、控除されていまして18万円をプラスしますと、仮の数値ですが、収入は346万6千円、加えまして他の控除があれば合算されるということになります。

この収入額をどのように捉えるかは、皆さまでそれぞれの感じ方があると思います。生活保護基準額と児童扶養手当の所得制限では、当然算定方法が異なることから、生活保護基準額の1.5倍を超える方であっても、就学援助を受給することがあり得るということでお示しをいたしました。

続きまして、参考資料の裏面をお願いいたします。もう1つのご質問で、否認定

者の一覧の中に女性の名前が複数ありますが、仮にひとり親とすれば、児童扶養手当の支給を受けられるのではないかとご質問をいただきました。

回答としまして、就学援助申請では、両親がいる場合、お父さんでもお母さんでも申請でき、お母さんからの申請も多々あるということでもあります。仮にひとり親であっても、所得によって児童扶養手当支給の可否が判断されるため、所得制限を超えている場合もあります。

以上でございますが、何かご不明な点がありましたら、あらためてお答えいたします。

神田教育長 今回の認定については、認定者が21人、否認者が2人、婚姻により支給停止になった方が2人ということでございます。よろしゅうございましょうか。
(全員なし)

なかなか所得要件が分かりにくいのですが、概ねご理解いただけたのかなと思います。前回出た質問についてお答えさせていただきました。

それでは、ないようでございますので、続きまして、日程第5、議案第27号 阿賀野市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、事務局お願いいたします。

磯部管理 議案第27号 阿賀野市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱につきまして、ご指導主事 説明申し上げます。

当協議会は、いじめ防止に関わる関係機関・団体相互の連絡調整を行い、連携推進のための必要事項を調査・審議する機関となっております。例年、年1回協議会を開催し、市内のいじめの状況等について共有しているところです。

構成員としましては、学校教育関係者、関係行政機関の職員、市職員、その他教育委員会が認める者となっております。

この案件につきましては、阿賀野市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第2項の規定に基づき、別紙のとおり委嘱するものとするものでございます。よろしくお願いたします。

神田教育長 はい。ただ今、説明のありました阿賀野市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、ご質問等ございますでしょうか。
(全員なし)

これは、8月1日から来年7月31日までの1年任期なのですが、継続の人も多ようですけれども、新規の方はどなたでしょうか。

磯部管理 番号で言いますと、3番と13番が代わられております。あと、校長先生が何名か代わられております。

神田教育長 校長先生は、5番と6番、8番が新任、あとは昨年と同じということで、新任が5人ということでございます。

充て職も多いわけですが、それでは、阿賀野市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、この案でご承認いただけますでしょうか。
(全員異議なし)

神田教育長 それでは、ただ今の案件は承認されました。

次に、日程第6、議案第28号 令和3年度使用中学校教科用図書の採択について、事務局お願いいたします。

磯部管理
指導主事 それでは、議案第28号 令和3年度使用中学校教科用図書の採択につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、第9地区教科用図書採択協議会が、関係する委員を招集して、しかるべき手続きに則って採択業務が進められたということでございます。

この案件につきましては、令和3年度から使用する中学校教科用図書を別紙のとおり採択するものでございます。よろしくお願いいたします。

神田教育長 はい。説明のあったとおりであります。協議会委員には、阿賀野市教育委員会から渡邊委員と私ということで、渡邊委員の方から何か感想でも結構なのですが、付け足し等があればお願いいたします。

渡邊委員 はい。これは4年に一度行っている教科書の採択ということで、今回はスムーズに行われたと思っています。

調査員の先生方が採点し、その点数の多い順に資料が提示されます。それを我々が見て、説明を受けてから、選定された教科書に意義がないか審議されます。

各市町村で、どうしてもこの選定された教科書を使いたくないというのであれば、別な教科書でも一向に構いませんが、この場合、市の負担で教科書を購入することになります。

調査員の皆さんが一生懸命審査をして、最終的に協議会委員の我々で決定するという仕組みであります。調査員の皆さんは、本当に大変だと思います。

また、再来年、小学校の教科書採択でしょうか。

神田教育長 2年ごとに中間の入れ替えが行われます。

磯部管理
指導主事 そうですね。約1年かけて、選定していくので。

神田教育長 大きな改訂は4年ごとですかね。今回は、学習指導要領の改訂に伴うものになります。

渡邊委員 教科書1つ見ても得意分野というか、出版社によって全然異なり、その学校、地域で教えられるものがあるということです。

神田教育長 ありがとうございます。

今ほど話があったように、調査員がそれぞれの教科にいます。その調査員が国の検定を経て、県を通過した全部の教科書について、それぞれ点数を付けるのですね。それが我々の手元に来て、点数順に並ぶわけです。そして、なぜその点数になったのか理由を説明してもらおう。それで、我々はその説明が納得のいくものかどうかをよく聞いていて、これがいいとか、駄目だとかという話をするわけです。

神田教育長 あらためて質問等、ございますでしょうか。

教科書を今持ってきていないのですが、教科書を確認したいということであれば、教育委員会に見本が届いていますので、ご覧になっていただければと思います。

本当は教科書を見ながら、なるほど、こういう意図があるんだという話もできればいいのですが。

見本も今は1冊くらいしかきていないのではないですか。前は教育委員分が5セットずつ、教科書会社から全ての教科がきていましたので、ものすごい量になったわけです。見本は来ていますので、見たいということであれば見ることができます。

瀧澤委員 1つの教科に何社から届くものですか。

磯部管理指導主事 教科によって若干違いますけれども、多い教科で7社、8社くらいきていると思います。少ない教科で2社、3社というものもあるかと思います。

神田教育長 英語とかは、いくつぐらいでしたでしょうか。

渡邊委員 6社くらいですね。一番多いのが、数学。

神田教育長 数学は7社、国語、理科あたりは5社くらいです、主要教科は。音楽、美術になると、3社くらいですかね。

渡邊委員 3社くらいですね。それで、保健体育が4社でなかったのか。

神田教育長 保健体育が4社、家庭科が3社、技術が3社ですかね。そんな感じです。

他にいかがでしょうか。

調査員が学校の先生ですので、やはり自分が子どもたちに教えたらいやすいものを。子どもたちも見やすいだろうし、楽しく学べるだろうしという感覚で点数を付けていくので、我々が良いと思うのと若干違いました。子ども目線といいますか、そういうところから点数が付けられていると思っています。子どもに良いというのが、やはり一番です。先生が使いやすい、子どもも使いやすい、見やすいというのが一番だと思います。やはり調査員の結果は尊重すべきだろうなど、私はそのような意見です。

よろしいでしょうか。それでは、令和3年度使用中学校教科用図書の採択について、ご承認いただけますでしょうか。
(全員異議なし)

それでは、ただ今の案件は承認されました。

ちなみに、教科書の採択については、9月1日に公開ですので、この件につきましては、9月1日まで他言無用、どの会社が採用されたという話はなさないようお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、日程第8、その他をお願いいたします。

最初に、今後の日程について、事務局お願いいたします。

長谷川課長

学校教育課の業務について、資料に基づき説明。

- 令和2年度教育支援研究協議会
7月30日（木）／県立教育センター
- 第5回校園長会
8月4日（火）／笹神支所
- 令和元年度決算審査
8月4日（火）／市役所
- 市議会議員全員協議会
8月5日（水）／市役所
- 第4回市議会臨時会
8月5日（水）／市役所
- 児童クラブの建設運営希望法人選定委員会
8月5日（水）／市役所
- 人権啓発確立キャラバン
8月21日（金）／市役所
- 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価懇談会
8月24日（金）／笹神支所

次回定例会の日程を調整。

- 第8回教育委員会定例会
8月24日（金）午後1時30分から／笹神支所

羽田課長

生涯学習課の業務について、資料に基づき説明。

- 社会厚生常任委員会
7月30日（木）／市役所
- 令和元年度決算審査
7月30日（木）／市役所
- 第4回市議会臨時会
8月5日（水）／市役所

神田教育長

それでは、説明が終わりましたが、ご質問等ございますでしょうか。
（全員なし）

それでは、ないようでございますので、事務連絡等について、事務局お願いいたします。

長谷川課長

次の2点について、資料に基づき説明。

- 令和2年度新潟県市町村教育委員会連合会定期総会の書面議決について
- 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価報告書所感作成依頼について

神田教育長

他にございませんでしょうか。それでは、次の予定もありますので、令和2年第7回阿賀野市教育委員会定例会を終了することといたします。

大変お疲れ様でした。

閉会を宣言した時刻 午後2時35分

以上、会議の要旨を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

阿賀野市教育長

会議録署名委員
